

### 求職情報提供サービスで就職活動の機会を広げませんか？

あなたがハローワークに登録した求職情報を  
地方自治体等や民間職業紹介事業者等にも提供できます

あなたの求職情報を、ハローワークだけでなく、地方自治体等や民間職業紹介事業者等に提供すると、就職活動の幅を広げることができます。

### 求職情報提供サービスのメリット

ハローワークだけでなく、情報提供先(職業紹介事業を行う地方自治体等や民間職業紹介事業者等)からも、求人の紹介や就職のための支援を受けることができます。これにより、条件に合った求人へ応募できる機会がさらに広がります。

例えば・・・

- ・地方自治体等が提供する、UJIターン支援や就業支援イベントなどの情報を入手できるようになります。
- ・民間職業紹介事業者等が専門としている業種などの求人や地方自治体等が扱う地元就職希望者などを対象とした求人などへの応募ができるようになります。

### 求職情報提供サービスの概要

サービスを利用するには、ハローワークへの求職申込みとハローワークインターネットサービスの求職者マイページの開設が必要です。

また、サービス利用者(求職者)の個人情報は保護されます。

- 氏名や連絡先などの個人を特定できる情報を除く求職情報が労働局の承諾を受けた地方自治体等や民間職業紹介事業者等(以下「利用団体」という。)に提供されます。
- 利用団体が、求職者マイページに職業紹介や就職支援サービスの案内などを行います。
- 利用団体からの初回の案内が届きます。以降、利用団体とメッセージのやりとりをすることができます。メッセージのやりとりは、氏名・連絡先などの個人情報を出さずに行うことができます。
- 利用団体とメッセージのやりとりをした結果、利用団体が提供するサービスの利用を希望する場合は、別途、利用団体が定める方法で、求職申込みや利用登録などを行う必要があります(※)。  
※ハローワークへの登録や利用とは異なるサービスなので、氏名・連絡先などの個人情報の提供があらためて必要となる場合があります。
- このサービスの利用期間は、ハローワークへの求職申込みの有効期間と同じで、原則として求職申込み日の翌々月の末日までです。

## 提供の対象となる求職情報

求職申込み時の情報のうち、以下の情報が提供の対象です。個人が特定できる情報(氏名、生年月日、性別、年齢、住所など)は除かれます。以下の情報を登録する時に個人が特定されるものがないかご確認ください。

- |                   |                             |                              |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ①希望就業形態・雇用期間      | ⑩希望勤務地<br>(通勤方法、通勤時間の限度も含む) | ⑱免許・資格                       |
| ②正社員希望            | ⑪マイカー通勤希望                   | ⑲PCソフト・PCスキル                 |
| ③派遣の可否            | ⑫在宅勤務希望                     | ⑳専門知識・技術・能力の内容               |
| ④請負の可否            | ⑬UIJターンの希望(希望都道府県を含む)       | ㉑アピールポイント                    |
| ⑤希望する仕事           | ⑭転居の可否                      | ㉒経験した主な仕事<br>(在籍期間、現在の状況を含む) |
| ⑥希望勤務時間           | ⑮海外勤務の可否                    | ㉓その他特記事項                     |
| ⑦希望休日             | ⑯学歴・訓練受講歴                   | ㉔障害の種類等                      |
| ⑧週休二日制の希望         | ⑰普通自動車運転免許の有無               | ㉕問い合わせ先(ハローワーク名)             |
| ⑨希望賃金(希望月収、希望時間額) |                             |                              |

## 求職情報の提供先

求職情報は、一定の要件を満たし、労働局から承諾を得た利用団体が閲覧できます。

### ■求職情報の提供先は以下の4区分から選択できます。

利用開始後、提供先区分の変更を希望する場合は、ハローワークへご相談ください。

- ①「地方自治体・地方版ハローワーク」※1・「民間人材ビジネス」※2のすべてに情報提供
- ②「地方自治体・地方版ハローワーク」のみに情報提供
- ③「民間人材ビジネス」のみに情報提供
- ④「地方自治体・地方版ハローワーク」・「民間人材ビジネス」のどちらにも情報提供しない

#### ※1 提供先となる「地方自治体・地方版ハローワーク」(地方自治体等)

- ・職業安定法第29条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う地方自治体
- ・自ら職業紹介は行わないが、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体
- ※求人者および求職者から金銭を徴収しない場合に限り。実際に職業紹介(求職者への求人の紹介)を行う委託先の職業紹介事業者にも求職情報は提供されます。
- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者のうち法令等に基づき指定等を受けた団体等

※都道府県ナースセンター、都道府県福祉人材センター、保育士・保育所支援センターなど

#### ※2 提供先となる「民間人材ビジネス」(民間職業紹介事業者等)

- ・職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- ・職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者(法令等に基づき指定等を受けた団体等を除く)
- ・職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介事業を行う特別の法人

### ■求職情報の取扱い

- ・利用団体が取得した求職情報は、一定期間経過後に遅滞なく削除・廃棄することが利用規約で規定されています。また、求職者から求めがあった場合や利用団体がサービスの利用を停止する場合などにも遅滞なく削除・廃棄することが規定されています。
- ・ただし、利用団体へ求職を申し込んだ後は、利用団体が決めた規定に基づき個人情報が管理されますので、各利用団体へお問い合わせください。

### ■利用団体の禁止事項

- ・利用団体には職業安定法と利用規約の遵守が求められています。以下の行為は、違反行為に当たります。

利用団体から以下のような行為があった場合には、求職申込みを行ったハローワークへご相談ください。



#### 職業安定法違反

- ・求職の申込みをしたのに受理を断られた
- ・利用団体へ登録した情報が利用団体以外の第三者へ提供された



#### 利用規約違反

- ・自社商品の販売広告など職業紹介とは無関係な案内が送られてきた
- ・派遣労働者としての登録の働きかけがあった
- ・事前の説明と承諾なしに有料サービスが提供された
- ・虚偽の情報や不正の手段によって個人情報を取得された  
(例)最初に通知された職業紹介に関する手数料と実際の手数料が違っていた など
- ・求職情報の削除・廃棄を求めたにも関わらず、対処状況の通知がなかった

# 求職情報提供サービスの利用方法

## STEP1▶利用登録

求職の申込みは、インターネットを使う場合(求職者本人のスマートフォンやパソコンなど、またはハローワークインターネットサービスを利用)と、求職申込書を使う場合があります。  
この申込み時に、ハローワーク以外の提供先に求職情報を提供するか否かを選択します。

### <インターネットを使う場合>

求職情報の提供先を選択して、リーフレットと利用規約を確認してください。

その上で「ハローワークの求職情報提供サービスの利用に当たり、利用規約に同意します」をチェックしてください。

また、求職者マイページを開設すると自動的に、求職情報提供サービスを利用できます。

### <求職申込書を使う場合>

利用規約の同意の確認はハローワーク窓口で行います。

- ◆いずれの利用団体に対しても求職情報の提供を不可とした場合や、ハローワークへの求職申込みの本登録がお済みでない方、求職者マイページを開設していない方は、求職情報提供サービスの利用はできません。
- ◆求職者マイページの開設の手続きはハローワークの窓口又はハローワークインターネットサービスから行います。その際に、メールアドレス(アカウント)を登録いただきます。

## STEP2▶利用開始(メッセージの確認)

求職者マイページにログインしてください。

メッセージ一覧画面で利用団体から届いた案内を確認できます。

- ◆利用団体が最初に送付する案内には、以下のような必須情報が記載されます。

- ・職業紹介の実績 ・取り扱っている求人などに関する情報
- ・職業紹介に関する手数料や個人情報管理・苦情処理責任者の情報 など

- ◆各利用団体が送るメッセージは、登録したメールアドレスには届きません。求職者自身で随時、求職者マイページにログインし、メッセージ一覧画面をご確認ください。

- ◆特定の利用団体からのメッセージの受け取りを拒否したい場合は、求職者マイページのメッセージ一覧画面から、メッセージの受け取りを拒否したい利用団体からのメッセージのブロック設定をすることができます。



▲求職者マイページ「メッセージ一覧」画面

## STEP3▶利用団体への問い合わせ

利用団体からの案内に質問がある場合、案内メッセージへ返信するなどして問い合わせることができます。

- ◆氏名などを出さずに、問い合わせができます。氏名、連絡先など個人を特定できるやりとりは、求人・求職情報提供サービスサイトや求職者マイページ上では行わず、STEP6で利用団体が示す連絡方法(メール、電話など)で行ってください。

## STEP4▶求職申込みの検討

STEP2～3の情報を元に、利用団体に求職の申込みをし職業紹介サービスなどを利用するか検討します。

- ◆民間職業紹介事業者等の職業紹介サービス利用は、手数料が発生する場合があるため、STEP2または3で手数料について十分説明を受け、手数料の発生に同意した上で、サービスを利用するか判断してください。

## 職業紹介サービスなどの利用を希望する場合

## STEP5▶求職申込み希望の返信

求職者マイページのメッセージ画面から、利用団体へ職業紹介サービスなどの利用を希望するメッセージを返信します。

## STEP6▶求職申込み

利用団体が定める手続きに従い、利用団体へ求職の申込みを行うと、職業紹介サービスなどの提供が始まります。

## 求職情報提供サービス利用の注意事項

- 利用規約(求職者用)を遵守した上でサービスを利用してください。
- アカウント(メールアドレス)とパスワードの管理を厳重に行い、セキュリティ対策を適切に講じた上で本サービスを利用してください。
- 利用団体からの職業紹介や関連サービスは、手数料が発生する場合があります。  
この手数料を、ハローワーク、労働局、厚生労働省は一切負担しません。  
求職者の皆さんの全額負担となりますので、利用団体から十分説明を受け、同意の上、サービスの利用を申し込んでください。
- 求職者マイページ上での利用団体とのやりとりや利用団体の提供するサービスについて、ハローワーク、労働局、厚生労働省は一切の責任を負いません。  
⇒利用団体から受けたサービスなどに問題がある場合は、利用団体の苦情処理責任者に苦情の申し出を行ってください。  
また、ハローワークでも苦情申し出などの受付担当者がいますので、必要に応じ、求職申込みを行ったハローワークへご相談ください。

## 求職情報提供サービス利用Q&A

### Q1. 利用案内メッセージが送られて来ない利用団体に対して、メッセージの送信はできますか？

A1. 求職者自ら利用団体にメッセージを送ることはできません。利用団体から案内メッセージが送られてきた場合に、その利用団体の職業紹介サービスなどの利用についてご検討ください。

### Q2. ログイン時のパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか？

A2. 求職者マイページのパスワード再登録画面からパスワードを再登録することができます。

### Q3. 利用団体の紹介で就職が決まった場合、ハローワークへ連絡は必要ですか？

A3. 就職が決まった場合は、お早めに電話などでハローワークへご連絡ください。

### Q4. 雇用保険の失業給付受給手続き後に利用団体の職業紹介で就職が決まった場合、再就職手当の支給の対象になりますか？

A4. 離職理由によって給付制限がある方は、求職申込みをしてから待機期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職した場合に再就職手当の支給対象となります。支給要件に該当するか、ご不明な点がある場合は、ハローワークの給付窓口へお尋ねください。

詳細はハローワークインターネットサービス  
([https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/kyushoku\\_top01.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/kyushoku_top01.html))  
をご覧ください。最寄りのハローワークにお問い合わせください。

